



住民安全班の活動



運営支援班の活動



プラント班から医療班へ負傷者情報の連絡



プラント班の初動対応



医療班の活動



広報班と国際班の調整



地図を使用した情報共有



オフサイト総括の初動対応



原子力防災専門官によるOFC立ち上げ指示



機器等の立ち上げ



住民安全班の活動



館内放送にてプラント状況の共有



主要活動ボードへの記録



実動対処班からの報告



プラント状況の確認





上席放射線防災専門官によるEMC立上げ



EMCの活動



EMCの活動



EMC活動の記録

住民避難に係る意思決定の流れ(施設敷地緊急事態)

主要イベント	官邸	ERC	OFC	福井県	おおい町	小浜市	高浜町	京都府・舞鶴市	滋賀県・高島市
8/25 08:00 地震発生 08:50 道路被災情報 福井県、京都府、滋賀県の土砂崩れ等通行止め情報 09:20 大板地域要避難者要請文発出		大板地域施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請		対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請			
	現地本部統合の決定	現地本部統合指示(案)	現地本部統合指示	大板OFCに大板発電所及び高浜発電所に関する現地警戒本部を統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合	現地警戒本部の統合
		高浜地域施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請		施設敷地緊急事態における実施方針(案)の策定	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請	対象住民への避難準備要請
							実施方針案の確認	実施方針案の確認	
		TV会議(ERC、福井県、小浜市、高浜町、京都府、舞鶴市、滋賀県、高島市)×2回 施設敷地緊急事態における実施方針(案)の決定							
10:10 原災法10条通報(大板)	大板発電所に関する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、実施方針の確認			対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への避難要請、避難等準備要請			
10:15 施設敷地緊急事態要避難者の避難等要請 住民の避難準備要請	大板地域施設敷地緊急事態要避難者への避難要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請						対象住民への屋内退避準備要請	対象住民への屋内退避準備要請	対象住民への屋内退避準備要請
		第1回現地事故対策連絡会議 大板地域施設敷地緊急事態における実施方針の確認							
11:00 原災法10条通報(高浜)	高浜発電所に関する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、実施方針の確認			対象住民への避難要請、避難等準備要請					
11:15 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等要請 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難準備要請	高浜地域施設敷地緊急事態要避難者への避難要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請		福井県副知事、京都府副知事到着					対象住民への避難要請、避難等準備要請	対象住民への屋内退避準備要請
		第2回現地事故対策連絡会議 高浜地域施設敷地緊急事態における実施方針の確認							
	非常災害対策本部会議・原子力事故合同対策本部会議(内閣府8号機) ・情報共有、10条事象、避難要請等の説明、被害状況、現地活動状況、今後の対応、活動部隊への留意事項、プラント状況・見直し、モニタリング情報等		内閣府副大臣(原子力防災担当)OFC到着(OFCの体制確立) 全面緊急事態における実施方針(案)の策定	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認	実施方針案の確認
		第3回現地事故対策連絡会議 施設敷地緊急事態に伴う状況報告、全面緊急事態における実施方針(案)の決定							
14:00 原災法15条通報(大板) 14:10 原災法15条通報(高浜) 14:35 総理への上申	公示・指示発出 原子力緊急事態宣言								
14:55 原子力緊急事態宣言 PAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の住民の避難指示 安定ヨウ素剤服用指示	原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議			対象住民への避難指示	対象住民への避難指示	対象住民への避難指示	対象住民への避難指示	対象住民への屋内退避指示	対象住民への屋内退避指示
		第4回合同対策協議会全体会議 全面緊急事態における実施方針の確認、各市町準備状況報告							

施設敷地緊急事態要避難者の防護措置(福井県)

関西電力株式会社大飯発電所及び高浜発電所のP A Zにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象に避難を実施(対象:大飯2市町182人、高浜1町1813人)

- ü 医療機関及び社会福祉施設の入所者
- ü 学校、保育所等の生徒・児童等
- ü 在宅の避難行動要支援者
- ü 安定ヨウ素剤を服用できない者

<避難等に際しての基本的考え方>

- 1 8月25日8時00分に京都府北部にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- 1 学校、こども園、保育所は休校等を判断。登校前の生徒・児童は保護者と行動する。登校後の生徒・児童は学校、こども園、保育所にて保護者へ引き渡しを実施しているが、引き渡しができなかった場合には、職員とともにバス等で避難先へ避難する。

【おおい町】

- 1 P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者(学校、こども園の児童及び無理に避難すると健康リスクが高まる者を除く)は、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。
- 1 大島小学校において保護者への引き渡しができなかった児童は、職員とともに避難先施設(敦賀市立栗野中学校)へ避難を実施。避難は自治体等が手配するバスを使用し、避難先において保護者へ引き渡しを行う。
- 1 無理に避難すると健康リスクが高まる者(在宅の避難行動要支援者の一部)は、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設(はまかぜ交流センター、大島小学校)において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。

- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(各集合場所)において緊急配布を実施。

【小浜市】

- P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者(無理に避難すると健康リスクが高まる者を除く)は、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者(在宅の避難行動要支援者の一部)は、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設(福井県栽培漁業センター)において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては一時集合施設(福井県栽培漁業センター)において緊急配布を実施。

【高浜町】

- P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者(医療機関・福祉施設の入所者、学校・保育所の生徒・児童等及び無理に避難すると健康リスクが高まる者を除く)は、本来、美浜町保健福祉センターへ避難する計画であるが、当センターは大飯発電所のU P Z圏内に位置し、避難先として適切でないことから、おおい町、小浜市の在宅の施設敷地緊急事態要避難者の避難先である敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。なお、敦賀市福祉総合センターは、高浜町の在宅の施設敷地緊急事態要避難者を受け入れ可能と確認済み。
- 医療機関(1施設)の入所者は敦賀市内の避難先病院(2施設)へ、福祉施設(4施設)の入所者は敦賀市内の避難先施設(5施設)へ避難を実施。避難は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。

- 1 小学校、保育所において保護者への引き渡しができなかった児童は、職員とともに避難先施設(敦賀市内13施設)へ避難を実施。避難は自治体等が手配するバスを使用し、避難先において保護者へ引き渡しを行う。
- 1 無理に避難すると健康リスクが高まる者(医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の一部)は、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設(旧音海小中学校、内浦公民館、青郷小学校、高浜けいあいの里、若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設)において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(各集合場所)において緊急配布を実施。

一般住民への措置

P A Z内の一般住民には避難準備を要請。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針(福井県)

資料23-1

大飯発電所PAZ内のおおい町、小浜市の避難対象者 については、大飯発電所が10時10分に施設敷地緊急事態となり、防護措置を実施中。

高浜町のPAZ内の在宅の避難対象者 は、陸路にて避難先(敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」)へ避難。

高浜町のPAZ内の医療機関、福祉施設の入所者は、施設毎の避難計画に従い避難先(敦賀市内2医療機関、5福祉施設)へ避難。

避難対象者 のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる方は、各放射線防護対策施設にて屋内退避。

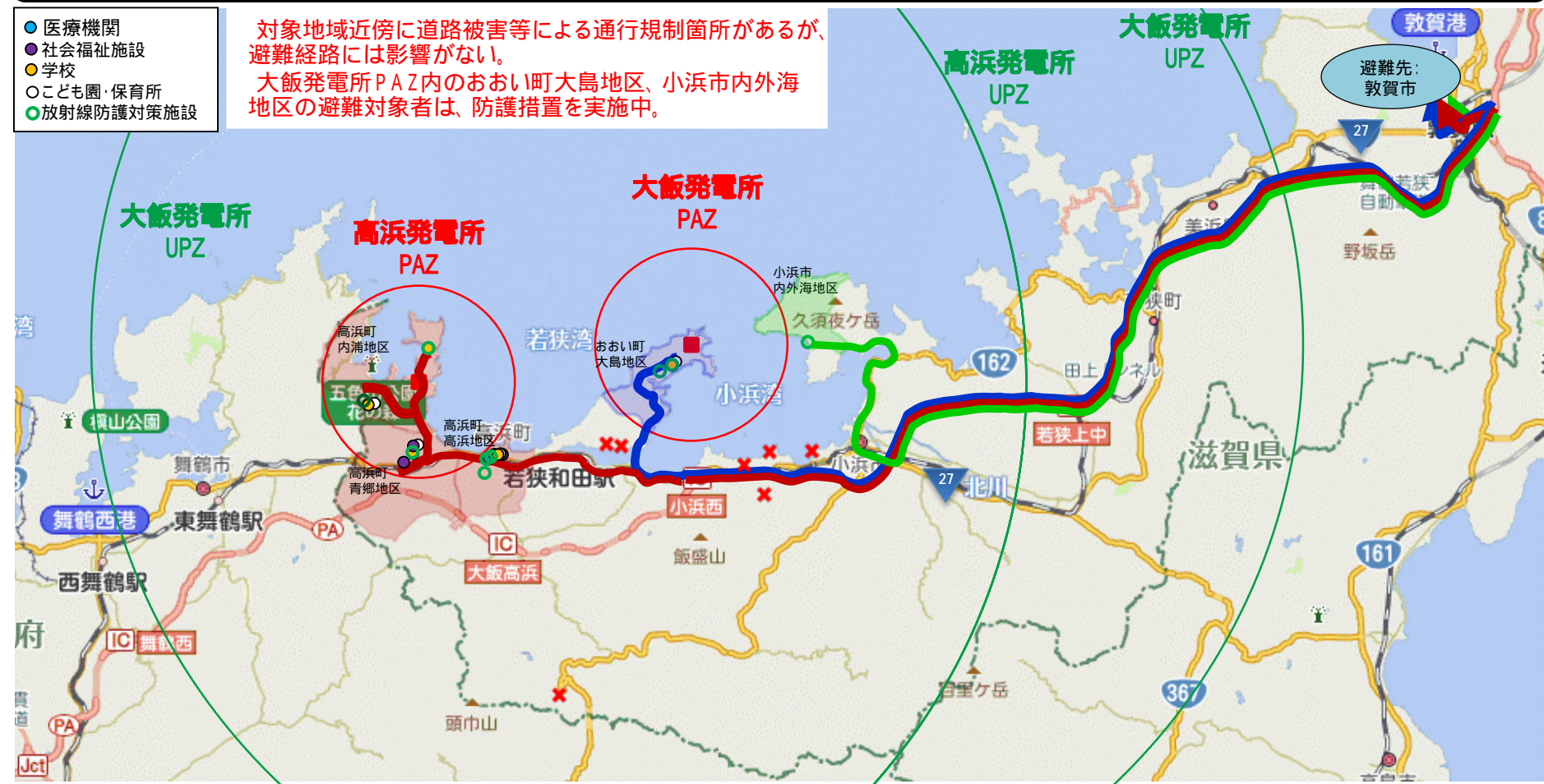
高浜町のPAZ内の学校等の生徒・児童のうち、保護者への引き渡しのできない者は、学校等毎に、県の手配したバスで避難先(敦賀市内13施設)へ避難。

避難対象者... 施設敷地緊急事態要避難者

- 医療機関
- 社会福祉施設
- 学校
- こども園・保育所
- 放射線防護対策施設

対象地域近傍に道路被害等による通行規制箇所があるが、避難経路には影響がない。

大飯発電所PAZ内のおおい町大島地区、小浜市内外海地区の避難対象者は、防護措置を実施中。



施設敷地緊急事態における避難の実施方針(福井県)

資料23-2

避難等対象者数(大飯発電所PAZを含む)

関係自治体		対象者数			避難先
		避難者数	要支援者等数	要支援者等数 内訳 (無理に避難すると健康リスクが高まるものを含む)	
			支援者等数		
福井県	おおい町	140名	77名	在宅等:60名 学校:1施設 17名	敦賀市
			63名		
	小浜市	36名	18名	在宅等:18名	敦賀市
			18名		
	高浜町	1,692名	884名	医療機関:1施設115名 社会福祉施設:4施設 98名 在宅等:639名、 学校・保育所:8施設 32名	敦賀市
			808名		
合計		1,868名	要支援者等数 979名	支援者等数 889名	

参考. 避難手段の確保状況(大飯発電所PAZを含む)

関係自治体		避難手段内訳			
		バス		福祉車両	
		必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
福井県	おおい町	3台	3台	12台	12台
	小浜市	1台	1台	3台	3台
	高浜町	26台	26台	48台	48台
合計		30台	30台	63台	63台

参考. おおい町集合場所(計2箇所)

はまかぜ交流センター、大島小学校

参考. 小浜市集合場所(計1箇所)

福井県栽培漁業センター

参考. 高浜町集合場所(計4箇所)

旧音海小中学校、内浦公民館、青郷小学校、高浜小学校

施設敷地緊急事態要避難者の防護措置（京都府）

関西電力株式会社高浜発電所のP A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域における、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象に避難を実施（対象：舞鶴市 32人）。

- ü 在宅の避難行動要支援者
- ü 安定ヨウ素剤を服用できない者

< 避難等に際しての基本的考え方 >

- 1 8月25日8時00分に京都府北部にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- 1 舞鶴市のP A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者（無理に避難すると健康リスクが高まる者を除く）は、福知山市内の避難先施設（12施設）へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。なお、道路被害による通行不能のため陸路避難のできない地区について、田井地区の対象者は、陸上自衛隊及び京都市消防局の手配するヘリコプター、成生地区及び野原地区の対象者は、海上自衛隊及び海上保安庁の船舶を使用して避難。
- 1 無理に避難すると健康リスクが高まる者（在宅の避難行動要支援者の一部）は、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設（みずなぎ鹿原学園等6施設）において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難用車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては各集合場所等において緊急配布を実施。

一般住民への措置

P A Z及びP A Zに準じた避難を行う地域内の一般住民には避難準備を要請。

施設敷地緊急事態における避難の実施方針(京都府)

資料25

舞鶴市のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の避難対象者は、陸路にて避難先(福知山市)へ避難。道路被害による通行不能のため陸路避難ができない地区について、田井地区の避難対象者はヘリコプターで舞鶴高専まで移動、成生地区及び野原地区の避難対象者は海路で舞鶴西港へ移動し、バスに乗り換え。避難対象者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる方は、各放射線防護対策施設にて屋内退避。

避難対象者... 施設敷地緊急事態要避難者

対象地域近傍に道路被害による通行不能箇所があり、陸路避難ができない地区は、空路及び海路も使用して避難を行う。



避難等対象者数

関係自治体	対象者数			避難先
	避難者数	要支援者等数 支援者等数	要支援者等数 内訳 (無理に避難すると健康リスクが高まるものを含む)	
京都府 舞鶴市	42人	32人 支援者10人	在宅等: 32人	福知山市

参考. 避難手段の確保状況

関係自治体	避難手段内訳							
	バス		福祉車両		小型船		ヘリコプター	
	必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
京都府 舞鶴市	4台	4台	8台	8台	2隻	2隻	2機	2機

参考. 一時集合場所(計6箇所)

杉山集会所前、松尾寺第一駐車場、大山公民館前、田井バス停、成生漁村センター前、野原バス停前駐車場

施設敷地緊急事態要請文(大飯発電所)

資料26-1

言川 糸

要 請

平成 30 年 8 月 25 日 10 時 31 分

福井県知事 殿
京都府知事 殿
滋賀県知事 殿
おおい町長 殿
小浜市長 殿
高浜町長 殿
若狭町長 殿
美浜町長 殿
京都市長 殿
舞鶴市長 殿
綾部市長 殿
南丹市長 殿
京丹波町長 殿
高島市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

関西電力株式会社から大飯発電所第3号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する

記

・関西電力株式会社大飯発電所のPAZに該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。

・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。

・当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。

・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。

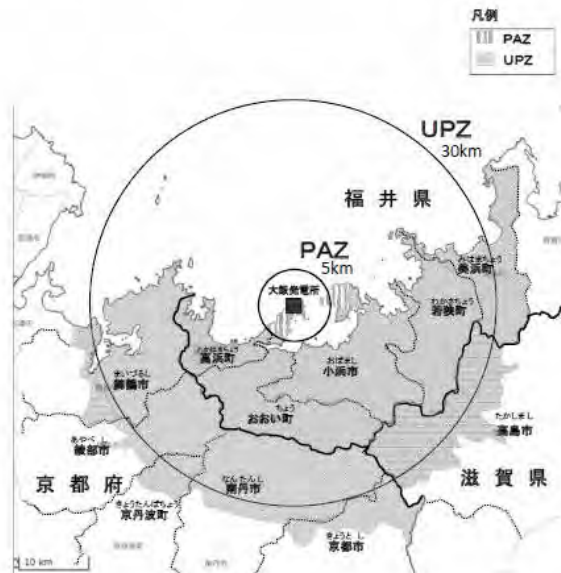
・関西電力株式会社大飯発電所のPAZに該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）は、避難準備を実施すること。

・関西電力株式会社大飯発電所のPAZに該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。

・関西電力株式会社大飯発電所のUPZに該当する市町の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は帰宅すること。

・関西電力株式会社大飯発電所のPAZ及びUPZに該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

参 考



区分	県名	市町名
PAZ	福井県	おおい町の一部()
		小浜市の一部()
UPZ	福井県	おおい町の全域(を除く)
		小浜市の全域(を除く)
		高浜町の全域
		若狭町の全域
	京都府	美浜町の全域
		京都市の一部
		舞鶴市の一部
		綾部市の一部
		南丹市の一部
		京丹波町の一部
滋賀県	高島市の一部	

施設敷地緊急事態要請文(高浜発電所)

資料27-1

言 練

要 請

平成 30 年 8 月 25 日 11 時 20 分

福井県知事 殿
京都府知事 殿
滋賀県知事 殿
高浜町長 殿
おおい町長 殿
小浜市長 殿
若狭町長 殿
舞鶴市長 殿
福知山市長 殿
綾部市長 殿
宮津市長 殿
南丹市長 殿
京丹波町長 殿
伊根町長 殿
高島市長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

関西電力株式会社から高浜発電所第 4 号機において原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域に該当する市町の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、陸路による避難が困難な地域については、避難できる準備が整うまでの間、屋内退避をし、順次海路又は空路等による避難をすること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。
- ・ 当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ・ 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が

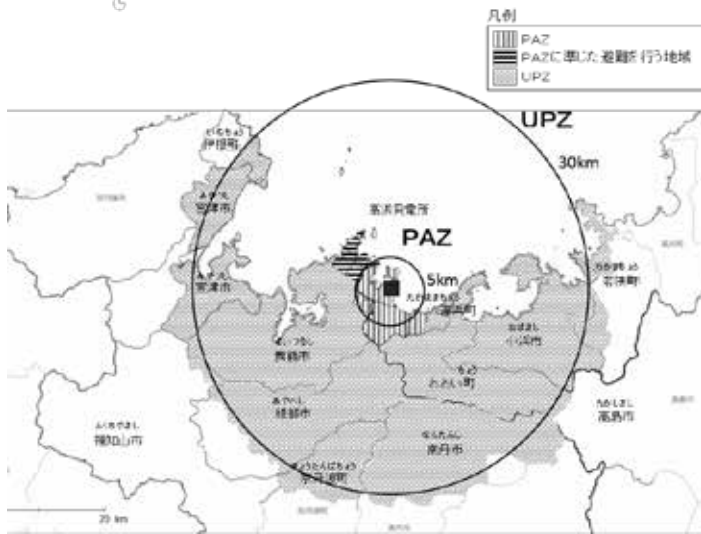
困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。

- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域に該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）は、避難準備を実施すること。
- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域に該当する市町の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の U P Z（大飯発電所の P A Z を除く）に該当する市町の住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は帰宅すること。なお、大飯発電所の P A Z に該当する地域の住民は、平成 30 年 8 月 25 日 10 時 31 分の要請に基づき行動すること。
- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の P A Z 及び P A Z に準じた避難を行う地域及び U P Z に該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

施設敷地緊急事態要請文(高浜発電所)

資料27-2

参 考



区分	県名	市町名
P A Z	福井県	高浜町の一部 ()
	京都府	舞鶴市の一部 ()
P A Z に準じた避難を行う地域	京都府	舞鶴市の一部 ()
U P Z	福井県	高浜町の全域 (を除く)
		おおい町の全域
		小浜市の全域
		若狭町の一部
	京都府	福知山市の一部
		舞鶴市の全域 (及び を除く)
		綾部市の一部
		宮津市の全域
		南丹市の一部
		京丹波町の一部
		伊根町の一部
滋賀県	高島市の一部	